

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

かほく市長 油野 和一郎

市町村名 (市町村コード)	かほく市 (17209)
地域名 (地域内農業集落名)	二ツ屋 (二ツ屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 8日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・（農）ふたつや営農組合の農業従事者の高齢化に対応できるよう、後継者の確保が必要。
- ・（農）ふたつや営農組合が効率的な営農を行うことができるよう農地の集積・集約が必要。
- ・高松ぶどうの産地として、担い手の後継者、新たな担い手の確保・育成が必要。
- ・昭和30年代に整備された二ツ屋地区旧巨峰団地について、現在ではほとんどの農地が耕作されていない状況にあるため、有効活用されるよう検討が必要。

（２）地域における農業の将来の在り方

- ・（農）ふたつや営農組合の新たな農業従事者の育成に努める。
- ・水稲のほか、飼料用米、大麦、野菜等の栽培を継続する。
- ・有機・減農薬・減肥料による栽培の導入を継続する。
- ・高松ぶどうの担い手、後継者の確保・育成に努める。
- ・ニツ屋地区旧巨峰団地について、県、市、JA等と連携して、再整備に関する検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56.7 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
・担い手への農地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積にあたり、担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用にあつめる。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・H13年度からH17年度にかけては場整備事業を実施した。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻について、無人ヘリ防除、播種などについて、JA石川かほくによる事業を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ②有機・減農薬・減肥料による栽培の導入を検討する。 ③GPS搭載農機の導入などスマート農業の取組を継続する。 ⑤ぶどう産地の継承、担い手育成のため、国・県補助金の活用を検討する。 ⑦日本型直接支払い制度を活用し、農地及び地域の維持・保全に努める。
--